

令和4年第4回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年11月30日 午後 1時28分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	鈴木貞行
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	田谷文子
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博一
委員	櫻井健一
委員	吉村慎一
委員	金子遥

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋謙
市長公室長	横田茂
総務部長	大久保定夫
市民部長	大久保昌明
保健福祉部長	幕内浩之
産業経済部長	松延孝之
都市建設部長	根本和幸
都市建設部理事	槌田浩幸
教育部長	坂本重男
秘書広報課長	越渡貴之
政策経営課長	岩井雄一郎
総務課長	中泉栄一
市民協働課長	齋藤裕之

環境保全課長	齋藤	明
国保年金課長	豊崎良	憲
市民課長	関克	明
社会福祉課長	金子俊	文
介護長寿課長	川原場宗	徳
子ども家庭課長	齋藤隆	男
健康づくり増進課長	田中英	昭
地域未来投資推進課長	石毛一	朗
農林水産課長	元木義	和
観光課長	石川和	彦
都市整備課長	篠崎政	彦
上下水道課長	島田勝	男
学校教育課長	仲澤	勤
生涯学習課長	齊藤	健
スポーツ振興課長	由波大	樹

出席書記名

環境保全課	廣瀬	眸
介護長寿課	村瀬有	香
議会事務局	柏崎博	子
議会事務局	折本尚	充

議 事 日 程

令和4年11月30日（水曜日）午後 1時28分 開 議

1. 市長あいさつ

2. 議案等の審査

- (1) 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号））
- (2) 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号））
- (3) 議案第59号 かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定について
- (4) 議案第60号 かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- (5) 議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定について
- (6) 議案第62号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第63号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第64号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第65号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第66号 かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）
- (12) 議案第68号 令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (13) 議案第69号 令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (14) 議案第70号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第71号 令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）
- (16) 議案第72号 令和4年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (17) 議案第73号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- (18) 議案第74号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- (19) 議案第75号 字の区域の変更について

3. 閉 会

開 議 午後 1時28分

○川村成二委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和4年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

それでは、書記を追加して指名します。環境保全課 廣瀬眸君、介護長寿課 村瀬有香君、以上、2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれるので、ご活用くださいようお願い申し上げます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、第4回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦労さまでございます。

審査いただく議案につきましては全部で19件でございます。内訳といたしましては、承認案件が2件、計画に関する議案が1件、条例に関する議案が7件、予算に関する議案が6件、指定管理者の指定に関する議案が2件、その他の議案が1件でございます。

なお、各議案につきましては担当部長から説明させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

ここで執行部に申し上げます。議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第59号 かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

ご苦労さまでございます。

補足説明がございますので、政策経営課長から説明をいたします。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

議案概要書6ページ、議案集は25ページをお願いいたします。

議案第59号 かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定について説明をいたします。

この計画につきましては、総務委員会におきましてご審議を重ねていただきましたほか、茨城県からもご指導、協議を行い、今定例会に上程しているものでございます。総務委員の方には説明が重複してまいりますが、ご理解のほどお願いいたします。

まず初めに、過疎地域として計画の概要についてご説明をいたします。

本市の霞ヶ浦地区、旧霞ヶ浦町になりますが、今年度、令和4年4月において国から過疎地域の指定を受けまして、地域の魅力やポテンシャルを生かした施策を展開し、将来にわたっても持続可能な地域づくりを目指すため、過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。早急に年度内にこの計画を策定いたしまして、霞ヶ浦地区の各事業に財源的にも有利な過疎対策事業債や交付金など国の支援を受けまして、今後の本市の地域発展につなげていくというものでございます。

また、この過疎対策事業債は充当率が100%で、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。財政的に大変有利なものでございますので、短期間で計画を策定しまして、今年度、令和4年度の事業にもこの財源を充当していく考えでございます。

では、議案別冊の資料、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画（案）について説明をいたします。

まず、1ページから6ページ、紙ベースでございます。別冊でお配りしております、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画（案）、令和4年度から令和7年度、1ページから6ページ。すみません、データでなく、紙ベースでお配りしているものでございます。

それでは、1ページから6ページにつきましては、本市のこれまでの概要と人口及び産業の推移、動

向について記載するものでございます。

この中で5ページの上のグラフと表をご覧いただきたいと思います。

本市全体の人口であります、平成7年の4万5288人をピークに年々減少傾向にあります。今回の過疎地域の対象であります霞ヶ浦地区につきましても、平成7年の1万9067人をピークに毎年減少しており、令和2年度までの25年間で23.6%の減少となりまして、国からの過疎地域指定の人口減少率判断基準であります23%を上回る状況となっております。

次に、7ページからは行財政の状況となっております。

この中で8ページの表、下から7つ目の本市の財政力指数は、令和2年度が0.61となり、財政面での過疎地域指定の基準であります全市平均の0.64以下となっている状況でございます。

次の9ページは、主要な公共施設等の整備状況を記載しております。

次の10ページ、(4)地域の持続的発展の基本方針につきましては、本市の最上位計画であります第2次総合計画と整合性を図り、リンクをさせまして「きらり輝く 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～」の将来像の下、3つの基本理念を考えております。また、基本目標につきましては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とリンクする4つの基本目標を掲げまして、関係人口を増加させる施策を進めるものでございます。

次の11ページ、下の(5)の地域の持続的発展のための基本目標でございますが、人口減少に歯止めをかけながら、表中の一番下の令和3年度に実施しました市民アンケートでの「本市に住み続けたい」と感じる割合の71.3%をこの計画期間終了時の令和7年度末には、8.7ポイント増の80%を目指すという目標でございます。

次の12ページ、中段、(7)計画期間でございますが、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間としております。茨城県の計画期間と合わせているものでございます。

次の(8)公共施設等総合管理計画との整合では、平成27年3月に策定しました公共施設等マネジメント計画の基本理念「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」と記載のある4つの基本方針に基づきまして整合性を図り、施設の整備等を進めていくものでございます。

次に、14ページ以降でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で定められている12の項目ごとに分けまして、過疎対策事業債や交付金などを充当することができる事業を振り分けて記載しております。その12の項目につきましては、資料の表紙の裏、一番前に戻ってきまして、表紙の裏の目次をご覧いただきたいと思います。

大きな数字で、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、3産業の振興、4、5、6といきまして、次のページ、一番下の13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項となっております。この中の構成の一例を申し上げます。

16ページをご覧いただきたいと思います。

16ページ、3、産業の振興の項目でございます。(1)では現況と問題点を、次の17ページ、(2)ではその対策として、ア、農業から始まり、イ、地場産業、ウ、企業誘致、起業の促進、エ、商業、オ、観光・レクリエーションを業種ごとに記載し、18ページ、(3)計画では、過疎債等が充当可能な事業名を表記してございます。表中の事業内容の欄は、予算書での事業名を記載しているもので、後年度においても多くの事業に過疎債が充当可能となるよう、ある程度、融通といたしますか、動きの取りやすい状況をつくるために数多くの事業を記載してございます。

次の19ページ下、(4)産業振興促進事項でございます。

次の20ページをお願いいたします。

この後の議案第60号で説明いたします固定資産税の課税免除に関する業種等を示してございます。

次の（５）公共施設等総合管理計画等との整合につきましては、本市の「公共施設等マネジメント計画」「個別施設計画」と整合性を図ることを表記しているものでございます。

このように特別措置法に従いまして、12の項目ごとの構成による計画書となっております。

最後に、この計画書につきましては、パブリックコメントを実施いたしまして、4名の方からご意見を受けてございます。その内容につきましては、きれいなまちづくりとして、ごみ問題やボランティア、草刈りなどの環境美化に関することや地域交通の利便性に関すること、次にコミュニティー施設整備に関すること、若い世代への補助、移住・定住化の促進、働き場の確保、再生可能エネルギーの利用促進、道路の補修などのご意見をいただきまして、ホームページ等にも掲載し、計画にも反映をしております。

この中で特にご意見の多かった環境美化につきましては、27ページ上段、キ、環境美化の部分及び次の28ページ、中段のキ、環境美化の部分を実行コメントの後に追加をいたしてございます。

このほか、13ページには、本計画と基本方針が重なりますSDGsの全てのアイコンを次の14ページのように各項目の始まりにもその項目に該当するSDGsのアイコン等を追加いたしてございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

○佐藤文雄委員

今年の2月24日に全員協議会でこの問題について説明があったんですけども、ちょっと分かりにくいのが、財政力指数と、それから高齢化率とか人口減少率、これに関わっていると思うんですが、かなり財政力指数では0.61になっていますよね。最初の表記のところは、過去3年間、全市町村の平均で0.5以下だというふうになっているんですが、この関係についてはどのように理解すればよろしいんですか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 1時44分]

○川村成二委員長

休憩前に続き会議を開きます。 [午後 1時46分]

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現行の過疎法制定前、平成11年4月以降でございますが、市町村合併前の旧市町村の区域単位で人口要件を満たした場合、かつ、現在の市町村が財政力要件、財政力指数が全市平均の0.64以下を満たす場合には、その旧市町村単位の区域が過疎地域となるということございまして、現在0.64以下でございますが、旧町単位で0.61でございますので、該当になるということでございます。

○佐藤文雄委員

ここには0.51以下というのが書いてあったんです。今おっしゃったように、0.64以下の場合はいわゆるこの市町村全部が、かすみがうら市全体が対象ではなくて、一部の、いわゆる霞ヶ浦地区、ここだけが対象になると、要は部分的に対象になったということなのかなと思うんですが、いかがですか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

佐藤委員おっしゃるとおり、現在のかすみがうら市の財政力指数が0.6以下でしたので、旧霞ヶ浦町の部分だけが該当になるということでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

反対するわけじゃないんですけれども、ぜひ徹底的に過疎になった原因を追及していただきたい。そのことが明確にならないと、この計画が生きないんじゃないかなと思いますので、ぜひそのことは要望として発言しておきたいと思います。

○設楽健夫委員

7ページの行政の状況、下の財政の状況というふうにありますけれども、あと全体のこの計画の中で、既存のさまざまな計画、財政も含めて、これがこのまま過疎対策の分析を加えていったときに整合性が取れなくなる場合があるというふうに思うんですけれども、その場合の検討はこれからの実行計画とか、そういうところから出てくるのでしょうか。

○政策経営課長（岩井雄一郎君）

今回の計画につきましては、冒頭申し上げましたが、過疎債を充てるための、簡単に申しますと、霞ヶ浦地区に限った総合計画のようなものでございます。個別の計画につきましては当然生きてまいりまして、設楽委員おっしゃるような施設なんかをどうするのかということになれば、その都度といたしますか、その計画の中で実行の内容を詰めていくものでございます。

○川村成二委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

産業経済部から、特に補足説明等はございませんか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

それでは、議案第60号 かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について説明をいたします。

本来、高井理事が出席する予定でございましたが、所用があり出席することができません。代わりに説明いたします石毛です。よろしく願いいたします。

お手元の議案集は26ページから28ページ、タブレット端末の議案概要書は8から9ページになります。

既に、11月15日に開催されました全員協議会でご説明いたしましたとおりでございます。補足説明はございません。審査のほどよろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

日付が、実行が公布の日というふうになっておりますね。これはつまりこの対象、課税免除の対象になる製造業、旅館業、農林水産、販売、情報サービス業、こういう業を行う業種、対象、これが4月1日以降の形で事業が行われる、土地の取得も含めてね。そういうことが条件だと。だから、その前のほうは、いわゆる令和4年4月1日前は対象にならないということの理解でよろしいですか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

今般、この条例制定の目的といたしまして、さきに計画のご説明がございましたが、令和4年4月1日に旧霞ヶ浦地区が過疎指定されました。そのことに基づきまして、遡及して、委員ご理解のとおり、令和4年4月1日以降のものに対して、この課税の免除の制度を制定することでございますので、そのように理解しております。よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

つまり、公布の日というのは、この条例が可決したら4月1日まで遡及するという意味だと。あくまでも、こういう過疎地域に指定された、そういう影響で、この対象の業種が4月1日以降であれば遡及して認めると、ということになるということですね。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

失礼いたしました。委員お伺いのとおりでございます。令和4年4月1日に遡及して適用することになります。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題

といたします。

産業経済部から、特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

観光課、石川課長からの説明とさせていただきます。

○観光課長（石川和彦君）

議案第73号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理の指定について説明をさせていただきます。

議案書は137ページ、議案概要書は34ページをお願いいたします。補足説明資料のほうで説明させていただきます。

活性化センター農産物直売所につきましては、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了いたしますことから、公の施設の指定管理者の手續に関する条例に基づきまして指定管理候補者を選定いたしました。指定管理期間は令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

こちらは、かすみがうら市活性化センター運営委員会が活性化センターを運営するために組織された団体でございます。公の施設の指定管理者の手續に関する条例第5条に基づきまして、非公募として公募をしない方法により部内で提出された書類を審査しまして、令和4年10月11日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして、かすみがうら市活性化センター運営委員会が候補者として選定されたものでございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

質疑ございますか。

○設楽健夫委員

この活性化センターの4年間ですか、決算書、あと地域の人たちが商品をここに提供して成り立っているということになっていますけれども、それらの状況、これは高齢化も進んでいて変動があるというふうに思いますけれども、これはどこかで決算書、あるいは商品の提供状況とか、あるいは生産状況とか、そういうものについての報告はどこかでされているんですか。

○観光課長（石川和彦君）

決算の状況につきましては、年に一度まとめたものをいただいておりますが、毎月売上げの状況ということで報告のほうはいただいている状況となっております。

販売の中身につきましては、地域の方が持ってきていただいているものと、あと置いてあるものということで、加工品というか、農産物以外のものと2種類で置いてあるということでは理解しておりますが、どういったものをどういった形でという詳細については把握していない状況です。

○設楽健夫委員

この協議会といいますか、頑張っている人たちは、高齢化が進んでいるにもかかわらず、それなりに努力しながらやっているといると思うんです。外部の八百屋さんからも入れている状況はあります。これは過渡的なものとしてそういう措置を取っているというふうに自分は理解しておりますけれども、将来的に例えば商品的なものをどういうふうにしていくのかとか、そういうものにも影響してくるので、いわゆる持ち込んでいる商品の推移、あるいは生産者の数だとか、その辺の把握がどういうふうにされているのかということと先ほど質問したんですけれども、そういう観点でもう一度説明してもらえますか。

○観光課長（石川和彦君）

生産者の数につきましては、先ほど委員のほうからお話ございましたように、高齢化のためにいろいろ減っている、または新しく入る方もいらっしゃるということで、大体、現在は100名程度の方が登録をされているというふうなことでは聞いております。

○設楽健夫委員

決算状況と、今話をさせていただきました推移表ね。今後の展望にも関わってくると思いますので、何らかの方法で我々にも情報は提供していただきたい。

○観光課長（石川和彦君）

生産者の推移の状況という資料につきましては手持ちにはございませんので、運営委員会のほうに確認してみたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

あと、この活性化センターの運営状況について、例えば加入に対する手続だとか、そういうものについては、市のほうは指導はされているんですか。

○観光課長（石川和彦君）

加入に関しましては、運営委員会のほうで実施している状況でございます。

○設楽健夫委員

加入状況について、様々な意見も私も伺っているし、私も加入申請書を出しているというものもありますけれども、今ここでどうのこうのというふうな話はしませんけれども、その辺についても把握して、そして適正な指導が必要である場合には指導するように、要請ですね。

○観光課長（石川和彦君）

そのような指導が必要な場合には、協議しながら進めていきたいと考えます。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員

1点だけ質問させてもらいます。

指定管理料について、令和5年度から令和9年度については販売額の2.65%の額を市に使用料として納付をするという、これは取決めなんでしょうけれども、これが多いのか少ないのか、私自身で判断はしかねるところがあるんですが、これはどういった取決めでこの数字が出てくるのか、お伺いしたいんですが。

○観光課長（石川和彦君）

こちらにつきましては、すみません、以前から2.65%という数字をずっと運用させていただいている数字でございます、今年度、特別に変えた数字ではございませんので、それを長期的に運用しているような状況でございます。

○櫻井繁行委員

指定管理者ということで契約をされてから、ずっとこの2.65%というのは、これから5年間も続けながら、その先も踏襲をしていくということにもなると思うんですけれども、管理者、組合の方々の高齢化等も含んで進んでいますし、なかなか売上げが思うように上がらない状況もあると思いますので、その都度投資をする形ではなく、時代に合わせた、販売額から例えば何パーセント使用料として市として納付をいただくのかということは、今後も検討材料としていただければと思うんですが、いかがでしょ

うか。

○観光課長（石川和彦君）

いろいろ高齢化とか、そういったことも考えられますので、今後そういったことを踏まえまして研究させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

そのほか質疑はございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済部から、特に補足する説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

観光課、石川課長からの説明とさせていただきます。

○観光課長（石川和彦君）

議案第74号 かすみがうら市水族館指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

議案書は138ページ、議案概要書35ページになります。

補足説明資料により説明させていただきます。

かすみがうら市水族館につきましては、令和5年3月31日をもちまして指定管理期間が満了いたしますことから、公の施設の指定管理者の手續に関する条例に基づきまして、指定管理候補者を選定いたしました。指定管理期間は令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

候補者選定までの経過でございますが、令和4年8月10日に業務仕様書及び申請要項をホームページで公表いたしまして、9月20日までの受付としました。8月26日の現地説明会を実施いたしまして、その際には2者の参加がございましたが、9月20日の受付期間までには1者の申請でございまして、10月11日に選定委員会を開催いたしまして、申請者のプレゼンテーションを経まして審査を行った結果、株式会社デン・ケリーが候補者として選定されたものでございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

結果的に申込業者がこの株式会社デン・ケリーだけだったと。仕方がなく指定管理者にせざるを得ないという中身ですか。

○観光課長（石川和彦君）

審査委員会のほうで審査しまして、点数が基準点以上でございましたので、そういったことから指定管理として選定させていただいたものでございます。

○佐藤文雄委員

いろいろわさになっているようなことがありましたよね、アルバイトを使っているんじゃないかとか。そういうことが取り沙汰されたり、それから案内というか、非常に説明の仕方等々があまり適切じゃないとかという声を、私は分かりませんが、そういう声が出ていたんですよ。ですから、そういう点の改善というか、そういうことはかなり注意してチェックをしたんでしょうか。

○観光課長（石川和彦君）

説明が分かりやすい、分かりづらいというところは、ちょっといろいろ個人差があるかとは思いますが、今回提案の中では、専門学校等、学校を所有している会社でございますので、そこから研修とか、そういった形で補足説明ということで、そういった方が来ているような話は伺っておりますので、その方の説明がもしかしたら分かりづらかったのかなというようなことが考えられますが、一応職員のほかにもう何人かで補足説明をするようなこともあるようなことは聞いております。

○川村成二委員長

ほかにございますか。

○設楽健夫委員

この水族館の生息する魚の一覧表だとか、前にもちょっと質問したことがあるんですけども、壁画といえますか、その中に書かれている魚の種類だとかいうことについては、その改善だとか、生息している魚類も生態系も変わってきていますから、そういうものの案内チラシとか案内パンフレットだとかいうことも、この指定管理の中に入っているんですか。

○観光課長（石川和彦君）

今回の指定管理の中には、案内のチラシを毎年度更新するようなことでお願いしている内容ではございます。

○川村成二委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、産業経済部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日審査予定の保健福祉部子ども家庭課の質疑が終わった後に討論並びに採決いたします。

それでは、産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

農林水産課、元木課長からの説明とさせていただきます。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、私のほうから農林水産課所管分について説明させていただきます。

議案集の90ページをお開き願いたいと思います。

歳入についてですが、真ん中辺、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金として686万7000円ですが、こちら機構集積協力金交付事業費補助金として47万9000円、こちらは茨城県農地中間管理機構を活用して、担い手の農地集積・集約化に取り組んだことによる補助金となります。

次に、儲かる産地支援事業費補助金の638万8000円ですが、事業費の3分の1分の補助となる県補助分の計上となります。

歳入については以上です。

続いて、歳出につきましては議案集98ページをお開き願います。

98ページ上の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、説明欄の0101農業振興に要する経費として1630万円ですが、燃料価格や農業資材等の物価高騰による農業経営の影響を緩和し事業継続を支援するため、市内に住所を有する個人または市内に本店もしくは主たる事務所を有する認定農業者、または認定新規就農者に対して、一律に10万円を農業経営燃油高騰対策支援金として交付するものです。

次に、説明欄の0102園芸振興に要する経費として1277万6000円ですが、県補助の儲かる産地支援事業費補助金を活用し、農業協同組合等の3団体が栗の薫蒸処理設備を導入する事業を県補助事業として実施するものです。県と市、事業実施者がそれぞれ事業費の3分の1ずつを負担するため、県と市の補助分を予算計上するものです。

次に、6款1項4目農地利用対策費、説明欄の0101米政策推進に要する経費として1600万4000円ですが、燃料価格や農業資材等の物価高騰による農業経営の影響を緩和し事業継続を支援するため、市内の主食用米生産者に対して、水田営農実施計画書を提出し主食用米を50アール以上生産している方へ、10アール当たり2000円を基礎として支援金を交付するものです。なお、先ほど説明した認定農業者等へ支払う10万円とは重複交付はいたしませんので、どちらかの選択となります。

次に、説明欄の0102農地中間管理に要する経費として47万9000円ですが、茨城県農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組んだことにより支援金を交付するものです。

次に、6款1項5目土地改良費、説明欄の0101土地改良整備支援に要する経費として487万8000円ですが、県の補助事業を活用して土地改良区などが行った土地改良事業に対して、市が上乘せ補助を行うものです。

次に、説明欄の0102土地改良助成に要する経費として1728万9000円ですが、電気料高騰による土地改良施設の用排水管理への影響を緩和し農家等の負担軽減を図るため、農業施設を管理する土地改良区な

どに対して、電気料金の高騰額の2分の1を農業水利施設電気料金高騰対策支援金として交付するための予算計上をするものです。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今回の補正で国・県支出金5646万円がありますね、合計で。農業のほうで。これは国が幾らで県が幾らなのか分かりますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 2時16分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時17分]

○農林水産課長（元木義和君）

98ページの補正額の財源内訳の中で、国・県支出金ということで5646万円となっている数字ですが、こちらにつきましては、いずれもコロナの交付金を活用するために、こちら国・県の補助となっているものです。

内容の中では、儲かる産地支援事業については県の補助が入っておりますので、その分は3分の1ということになりますが、主に燃料費の高騰対策につきましてはコロナの助成金を使ったものとなります。県単の土地改良の上乗せ補助金につきましては、市単独分の補助となるような形です。

○佐藤文雄委員

金額の内訳が分からないということですか。

5646万円の、県と国、今コロナの問題を話したけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という名称のやつじゃないですか。だから、それが幾らですか。これは国でしょう。県はこの前、県のほうで示した儲かる産地支援事業、これは3分の1ずつなのかどうか分かりませんが、そういう内訳が分からないかなということなので質問したんですよ。分からなければいいです。

○農林水産課長（元木義和君）

そうしますと、上の3目の農業振興費からいきますと、2268万8000円のうち686万7000円が県のほうで、残りは国のコロナ対策の交付金となります。4目は全てコロナ関係の国の交付金。この土地改良費につきましては、土地改良費の1728万9000円は国の分となります。一般財源のところ、一番上の農業振興費のところ、638万8000円、これは儲かる産地の分の市の負担分となります。土地改良費の487万8000円につきましては、県単の土地改良の上乗せ補助という形で分かっているような形になります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

この農業振興費とか農地利用対策費、土地改良費については今までもありましたけれども、今まで農業振興費、農地利用対策費としては、これは稲敷市だとか、そういうところで次期作支援とか、そういうものが何年か前から始まっていたけれども、今回この農業振興事業とか、あとは農地利用促進事業、こういうものは、これはどういう経緯でここに計上されるようになってきているのか、ちょっと説明してもらえますか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらに計上した理由としましては、まず国のコロナ関係の交付金を利用して、農業生産で困っている方に補助をするというような考えの中で市の内部で検討をしまして、資材とか燃料費が高騰しているということで、近隣市町村のほうも確認しながら、まず認定農業者等に対しては、近隣市町村、石岡市、小美玉市、土浦市もやっていますんで、同じ金額の10万円ということで設定をさせていただきました。

ただ、こちらにつきましては、市内に住所を有する個人、もしくは市内に本店、もしくは主たる事務所を有する法人ということで、市外の方は除いておりますので、それを除いたのは、認定農業者でも土浦市と石岡市の両方で受けているような方もいますんで、基本的には市税を納めている方に補助をするということで、この認定農業者の10万円のほうは決めております。

米作に対する米作の主食用米につきましては、こちらも近隣、土浦市も同じような考えで対策を取るということで、条件のほうについて10アール当たり2,000円ということで合わせさせていただいて、今回計上のほうをお願いしたようになります。

○設楽健夫委員

ということは、コロナの給付金だとか、あとは稲敷市のほうでは始まっていましたけれども、近隣市町村の推移だとか、そういうものを見ながら決定をしたというふうな今話がありましたけれども、これは具体的には我々のほうにも、JA茨城だとか、JA水郷つくばとか、要望書といいますか、要請書が上がってきていましたけれども、そういうところの動きがあって、そしてここで近隣のほうのものぞいてみて、あ、これはやらなくてはいけないなというふうな形で決められたのが今回のこういう補助といえますか、交付金になっているんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

JA水郷つくばのほうからは陳情という形で受けまして、それを受けまして、結局水郷つくばの管内の市町村たくさんありますんで、やはり市町村ごとに差があるのはあまり自分たちとしてはよくないという担当レベルの考えがありまして、お互いに情報を共有しながらどういったことをやるかということで相談した中で、こちらの事業を予算計上させていただいたような形になっております。

○設楽健夫委員

今まで稲敷市とか、部分的に次期作補助金だとか、そういうものが計上されていましたが、今回より全体としては深刻になっていますから、それでJA水郷とか、あるいはJA茨城が動き出したということが、今回のこういう計上の一番大きな力になっているというふうに理解してもよろしいんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

そちらのほう、市長のほうからも指示はいただきましたので、結局こういう陳情が出ているので、担当課のほうとして何かできることを考えていただきたいと。そういった中で、やはり水郷つくばはかなりの構成市町村も多いですから、市町村によって差がつくのはあまり担当レベルとしてはみんなよくないという考えがありまして、ほかの市町村の状況を確認しながら、市町村によっては市長がこれをやってくれと言われたところも別にはあったみたいなんですけれども、取りあえずうちのほうは近隣、石岡市、小美玉市は農協は別ですけれども、阿見町、それから土浦市、近隣には全部聞いて、同じような状況で、できるものを今回上げさせていただいたような形です。

○設楽健夫委員

今回の補助金で1反分以上、1反2000円の補助ですか。これは、米に換算すると、米の値段は今年1万600円ですから、8俵平均取れたとすると、250円加算ということは1万850円になる、換算すればね。そういう状況なんですけれども、やはり深刻な状況であるということは間違いないので、JAのほうの

動きがあった、この点については、やはり市の行政のほうとしてもJ A茨城とかJ A土浦との情報交換は密にしていきたいと。

もう一つは、近隣、市町村の、今まではなかったことですが、状況について、やはり情報交換、把握しておく必要があるというふうに思いますので、もう一つ、やはり農政課のほうとしても、この稲作以外にもありますけれども、経営状況について、やはり何らかの形で状況を把握しながら迅速に対応していくような、そういうことをやはり加えて今後継続してやっていく必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（元木義和君）

市のほうとしまして、結局、農協の部会などにいろいろ補助金を払ったりしていますので、そういった中で意見をうちのほうにいただければ、それで内部で検討する。ただ、補助金については担当課だけの話ではないので、市全体で考えなくちゃならない部分だと思っておりますので、そういった意見が届いた場合には、当然市長などにも相談しながらそういう政策を進めていくようにしたいと考えております。

○設楽健夫委員

今回、J Aの動きを含めて市長からの指示もあったという話も先ほどありましたけれども、これはそういう指示のあるなしに関わらず、目配り気配りしながら、ぜひ進めていっていただきたいなど。自分たちで状況を把握するというのが、これは限度がありますけれども、必要だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○農林水産課長（元木義和君）

はい、そのように対応したいと思います。

○川村成二委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はありませんか。

○都市建設部理事（槌田浩幸君）

それでは、議案第71号、議案集につきましては127ページ、説明につきまして131、132ページにございますように、人事異動に伴う人件費及び動力費でございますので、補足説明はありません。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 令和4年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

都市建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○都市建設部理事（槌田浩幸君）

それでは、議案第72号 下水道事業会計補正予算であります。

議案集につきましては134ページから、説明につきましては136ページにございますように、こちらも動力費に関する補正でございます。補足説明はございません。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。〔午後 2時31分〕

○川村成二委員長

休憩前に続き会議を開きます。〔午後 2時41分〕

次に、議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

それでは、それぞれの担当課長より補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、学校教育課所管の説明をさせていただきます。

議案概要書は20ページとなります。議案集は92ページとなります。

2款1項5目、説明欄、0203旧小学校施設管理に要する経費、こちらで電話料42万2000円を補正させていただくものです。こちらは令和3年度末をもって廃校となりました千代田地区の4つの小学校、こちらのインターネット回線の解約に伴う手数料並びにそれまでの回線使用料を計上させていただくものです。

続きまして、議案概要書が22ページ、議案集が100ページになります。

10款2項1目小学校管理費において、説明欄、0301小学校施設管理に要する経費、こちらで市内小学校の光熱水費のうち電気料に不足を生じたため、1426万6000円、こちらを補正させていただくものでございます。電気料の増額につきましては、昨今の物価や円安、こちらの影響によりまして、電力会社との需給契約、こちらの変更に伴いまして、基本額並びに使用単価、こちらが大幅に上昇したことによりまして補正をするものでございます。

続きまして、その下、10款3項1目、説明欄、0301中学校施設維持管理に要する経費でございます。こちらにつきましても、市内の中学校による電気料の増額でございます。小学校と同様の内容となっております。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

100ページの小学校費のところ、地方債100万円ありますね。こっちの説明のところ、旧下大津小学校解体に要する経費（財源振替）とありますが、説明していただけますか。

○教育部長（坂本重男君）

こちらの旧下大津小学校解体に要する経費につきましては、生涯学習課所管の予算となっております。当初一般財源を予定していたものについて、地方債100万円を財源振替に移したというような内容となっております。

○佐藤文雄委員

100万円増えたの。振替で金額が変わらないけれども、生涯学習とこっちのほうに入れ替えただけですよということですか。

○教育部長（坂本重男君）

失礼しました。所管は当初から生涯学習課の所管になっておりまして、予算上は一般会計で100万円の分を今回の補正で地方債に財源を振り替えさせていただいているということで、予算上の増減はございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

生涯学習課より説明させていただきます。

議案集の101ページをお願いいたします。

一番上になります。10款4項2目の公民館費でございます。補正前の額が1億1227万2000円に388万1000円を増額し、総額1億1615万3000円になるものでございます。02の公民館維持管理費、0202の千代田公民館管理に要する経費、10の光熱水費372万2000円の電気料の増額になります。電気料が増えた理由につきましては、昨今の円安や物価高騰に伴い、電力会社と需給契約変更に伴う基本額の料金及び使用単価が上昇したことにより不足が生じたためでございます。

続いて、その下の下、10款4項4目文化振興費において、補正前の額7904万1000円に135万2000円を減額し、総額7768万9000円補正させていただくものです。02の文化振興施設管理運営事業費243万円の増額となります。0201の歴史博物館管理運営に要する経費、光熱水費226万6000円の電気料及び0202の富士見塚古墳公園管理運営に要する経費、光熱水費16万4000円の電気料の増額となります。理由につきましては公民館の理由と同じでございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。

一番上、03文化財事業、0302埋蔵文化財に要する経費、13の試掘作業用重機借上料48万円の増額となります。借上料の増えた理由につきましては、埋蔵文化財の確認作業に伴う重機の借上料として、当初90万円を計上しておりましたが、11月現在、21か所で今後発生する6か所分の費用として48万円を補正計上いたしました。6か所は、田伏、牛渡を含む6か所でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

それでは、スポーツ振興課が所管するものにつきましてご説明申し上げます。

議案概要書は23ページ、議案集につきましては102ページをお開きください。

下の段になります。10款5項2目体育施設管理費において、補正前の額1億2749万5000円に355万1000円を増額し、1億3104万6000円とするものでございます。内容としましては、体育施設に係る光熱費の増額によるもので、先ほどの説明同様、電力会社との需給契約の変更等に伴いまして、基本額及び使用料単価の上昇により電気料に不足額が生じるためでございます。

右端、説明欄になります。01体育施設管理運営事業のうち、02わかぐり運動公園管理運営に要する経費の10節光熱水費のうち電気料72万4000円、03多目的運動広場管理運営に要する経費の電気料90万3000円、05第1常陸野公園管理運営に要する経費の電気料192万4000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（大久保昌明君）

それぞれの担当課長から補足の説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

説明は簡潔に願いたします。

○市民協働課長（齋藤裕之君）

それでは、市民協働課所管分についてご説明させていただきます。

議案集につきましては、93ページ上の欄になります。タブレットのほうは20ページでございます。

2款1項8目生活安全対策費、01の生活安全対策事業で、交通安全対策に要する経費の光熱水費65万円でございます。これは電気料高騰によりまして、市内に設置してあります防犯灯、約7,000基に関する電気使用料に不足が生じることから補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○環境保全課長（齋藤 明君）

ご苦労さまでございます。

それでは、議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算に係る環境保全課所管分についてご説明させていただきます。

概要書につきましては21ページ、議案集につきましては96ページとなります。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境保全対策費、01環境保全事業でございます。補正額66万円の増額をお願いするものでございます。補正の内容につきましては、特定外来生物等処分業務委託といたしまして、アライグマなどの処分に係る費用となります。

当初予算といたしまして、年間400件の処分費を計上しておりましたけれども、今年度につきましては、昨年度と比較しまして捕獲数は約1.6倍で増加しております。既に10月の末で当初予算の見積りの数の400件を超えている状況となっております。昨年度の捕獲件数といたしましては346件でありましたけれども、今年度につきましては10月末で424件となっております。残り5か月での処分費に不足が生じてしまうということで、昨年からの増加率になります1.6倍を加えさせていただきますと、全体として150件増の550件といたしまして、今回66万円の増額補正をお願いするものです。なお、10月分までの処分に係る費用につきましては事業内の予算にて対応はしております。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、環境保全課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○市民課長（関 克明君）

市民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

議案集の97ページをお願いいたします。中段になります。議案概要書につきましては21ページになります。

5款1項1目、説明欄、02勤労者福祉施設管理運営事業、0201勤労青少年ホーム管理に要する経費、光熱水費38万8000円でございます。また、その下の0202働く女性の家管理に要する経費、光熱水費34万5000円でございます。内容につきましては、両施設とも物価高騰などの影響によりまして電気料に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、国保年金課分の補正予算について説明させていただきます。

議案集94ページをお開きください。

下から2番目に計上する3款民生費、1項6目医療福祉費、0101医療福祉費に要する経費です。令和3年度の医療福祉制度に、いわゆるマル福制度における県補助申請、毎年10月末までの実績により概算で申請することになりますが、令和3年度の決算により交付が確定となりましたので、精算金として返還するものです。

続きまして、0102、市単独分になりますが、医療福祉制度の市単独分については、前年度、令和3年10月により小児マル福の対象を18歳以下にまで拡大したところでございます。予算編成時期までに18歳以下の医療費の見込みが実績不足で把握が難しかったこと及び本年度の医療費が伸びている傾向にあることで、予算不足が見込まれることから補正を行うものです。

目が変わりまして、7目国民健康保険費につきましては、この後、議案68号に関連いたします内容です。4月1日の配置換えに伴い、国民健康保険特別会計から一般会計への予算の補正を行うものです。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

医療費の単独分の1200万円というのは、今年の10月から18歳までの医療費の無料化ということが関連

しているようにおっしゃったと思うんですが、それが当初の見込みよりも多いんじゃないかということで、これを増やしたんですか。確認いたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

制度改正は令和3年度の10月から行っております。そちらの18歳以下にまで延ばした医療費相当額が、コロナ禍とか、そういった影響により医療費の把握が難しかったこと、あと予算編成時期に医療費が1か月程度、どうしてもレセプトが2か月遅れてくる都合上、1か月程度のサンプルしか確認できなかったもので、令和4年度の予算額に影響したものです。

○川村成二委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（大久保昌明君）

国保年金課、豊崎課長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第68号 令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案概要書は28ページ、議案集104ページをお開きください。

補正予算額は、歳入歳出予算額にそれぞれ755万5000円を減額し、歳入歳出総額を40億7244万5000円にするものです。

議案集110ページをご確認願います。

1款総務費1項1目一般管理費に計上する職員人件費について、人事院勧告の改定内容を踏まえた上で、4月1日の職員1名の課内配置換えに伴い、国民健康保険特別会計から一般会計へ予算の計上の変更を行うものです。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

なぜ1名減になったんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

後期高齢者医療制度における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を中心とした医療福祉費適正化などの事業の充実に取り組む必要があります、今回、去年まで国保の保健事業を担当していた職員をそちらのほうに配置換えをした経過がございます。

○佐藤文雄委員

何かよく分からないんですが、1人減ったと思うんですが、1人配置換えした、後期高齢者のほうにどうのこうのと言っていますが、なぜ1人減ったんですかという質問なんですが。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は一般会計のほうで予算を計上しています。そちらのほうで実施する内容なので、それに係る職員1名分の人件費を一般会計に計上したところです。

○佐藤文雄委員

振り替えたということですか。仕事の中身は違ってないんですか、仕事の中身は違ったんですか。国保年金課の仕事じゃなくなったと、それで別なところに、一般会計のほうに振り向けたということなんですか。国保会計の担当者じゃなくなったわけでしょう。つまり国保会計の仕事じゃない、いわゆる一般会計のほうの仕事になったと。それはなぜでしょうかということなんです、後期高齢者とか介護従事のことについての問題を言われていますが、よく分からないので、丁寧に教えていただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員おっしゃるとおり、予算の振替を行ったところです。ここで先ほどから申し上げている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、一般会計の保健事業、あと後期高齢者の保健事業、併せて介護保険、そちらの予防事業を総括して実施するもので、中心的役割を行う、令和3年度まで国保のほうで保健事業を担当していた者がそちらを担うことになったので、一般会計のほうに計上したところです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（大久保昌明君）

国保年金課、豊崎課長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第69号 令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案概要書は29ページ、議案集112ページをお開きください。

補正額は、歳入歳出予算額にそれぞれ137万7000円を追加し、歳入歳出それぞれを9億6237万7000円にするものです。

議案集118ページをご確認願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に計上する負担金、被保険者保険料等について、前年度、令和3年度の決算に伴う保険料精算として137万7000円を追加補正するものです。財源については、同額を繰越金により計上し補正を行うものです。

説明は以上になります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保定夫君）

補足説明は特にございません。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。よろしいですか。

○佐藤文雄委員

任期付職員の件なんです、これ任期付職員と会計年度任用職員というのがあるんで、ちょっと分かりにくいんですが、任期付職員というのは特別な技術を持っている職員と言っていると思うんですね。かなりそういう技術的なものがあるみたいなんで、実際にこの任期付職員というのは当市には何人ぐらいいらっしゃるのか。

それと同時に、その任期付職員の賃金というのは時間給当たり幾らになるのか、教えていただけますか。

○総務課長（中泉栄一君）

今回議案のほうに出ささせていただいている条例の制定につきましては、任期付職員の中でも特定任期付職員の給料ということになっておりまして、これは特に高度の専門的知識を持っている方の条例ということになっておりまして、現在、本市におきましては、この条例における高度の専門的知識、特定任期付職員は1名もおりません。ただ、そうではない任期付職員は現在3名雇用しておりまして、それは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の2条の第1項が特定任期付職員で、現在使っているのは2条の第2項と3条の1項ということで、合わせて3人の方が雇用されております。

○佐藤文雄委員

それで、これ時間給はないんですか、3人の。

○総務課長（中泉栄一君）

申し訳ありませんでした。今の3名の方につきましては、我々正職員と同じ給与表を使って、給与をお支払いしているという形になっております。

○佐藤文雄委員

ということは、時間給じゃなくて月給ということですか。

○総務課長（中泉栄一君）

はい、そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保定夫君）

補足説明は特にございませぬ。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第64号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保定夫君）

補足説明は特にございません。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり解決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第65号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保定夫君）

補足説明は特にございません。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

会計年度任用職員は何人いるのでしょうか。それで、賃金はどのぐらいになるのか。

これは職種があると思うんですね。職種ごとにその時間給が違っていると思いますが、教えていただけますか。

○総務課長（中泉栄一君）

議案集の103ページをご覧くださいければと思います。

そこに黒括弧で出ている211名が現在会計年度任用職員として雇用している人数でございます。そして、そこに出ているような形で報酬がその金額、職員手当が5万8575円、報酬が3億4456万円、職員手当が5857万5000円ということで、年間に4億1953万2000円が会計年度任用職員の方に払われております。

会計年度任用職員につきましては、その役職、やっている職務に応じて時給とかが決まっております。それはそれぞれの担当している仕事、また勤務時間も、ある程度フルタイム的な方もいらっしゃれば、月に10日間とかもっと短い方なんかもいらっしゃいますので、それぞれ人によつての金額という形になるかと思ひます。

○佐藤文雄委員

どういふ職種があつて、時間給が幾らなのかといふのが、これじゃ分からないよね。

○総務課長（中泉栄一君）

例えば納税課のほうでは、預金の調査業務をやつていただく方がフルタイムで働いておりまして、あともう1人は滞納している方への電話催告をしている方がおりまして、その方は月に10日間、そしてさつき言つた調査をする方はフルタイムで働いているといふことで働いておりました。それで、年数に応じて時給は若干変わつていふような形で、一番安いと900円ぐらいからといふ形になつていふかと思ひます。

○佐藤文雄委員

なぜこれ聞こうと思つたのは、やっぱりこゝういふ会計年度任用職員の単価、時間給が非常に低いと。これが何年にもわたつて更新されると思ひますけれども、それでもなかなか賃金が上がつていないといふ、そゝういふ訴えがあつたんですよ。ですから、これ保育士さんなんかも対象になるでしょう。あと、ほかにもいろいろ職種があると思ひますね、今、納税課の方のお話をされたと思ひますが。そゝういふことで、後でいいですよ、各職員といふか、任用職員の職種ごとの賃金が時間当たり幾らなのかといふのを後で教えていただけますか。

それと加えて、年収は幾らなのか。今、フルタイムで働いたとすれば、例えば今言つた納税課にいらつたフルタイムの方、年収はどのぐらいだったんですか。

○総務課長（中泉栄一君）

申し訳ございません、そこまで掌握をしておりませんでしたので、時給につきましては業務によつて一覧みたいなものがございまして、そゝういふものを出させていただきますのと、調べさせていただきますのと、あとは、それぞれ年収はきつといろいろな年収にはなつてしまふと思ひますけれども、フルタイムでこの時給だと年間どのぐらいといふようなモデル的なものはきつと出せるかなと思ひますので、そゝういふ形でご報告させていただきたいと思ひます。

○川村成二委員長

ただいまの資料につきましては、会期中に提出は可能でしょうか。

暫時休憩します。 [午後 3時20分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時20分]

○総務課長（中泉栄一君）

後ほど資料のほうを先ほどお話ししたように提出させていただきます。

○川村成二委員長

資料につきましてはガールーンへ掲載させていただきますので、よろしくお願ひします。
そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保定夫君）

総務課、中泉課長から説明申し上げます。

○総務課長（中泉栄一君）

それでは、説明させていただきます。

議案概要書が17ページ、議案集は59ページから81ページぐらいに出ております。

議案第66号 かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳に段階的に引き上げることを踏まえ、地方公務員についても国に準拠した制度とするため、関連条例を制定するものでございます。

この制度の概要でございますが、定年引上げとは申しまして、管理職職員と係長は60歳時点で役職定年を迎えることとなります。そして、部長から係長までの職員は、前役職にかかわらず一律階級は主査へ、そして主査以下の職員はそのままの階級となりますが、全員、給料月額は前年度の7割水準ということとなります。また、定年引上げを受けずに60歳時点で定年前退職をして、定年前再任用短時間勤務を選択することもできることになっております。

そして、これらの選択肢等の情報を事前に知ってもらい、意思確認ができるように、60歳を迎える前年度には、60歳以降の任用、給与、職員手当などに関する情報を提供することとなっております。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

約束は定年で終わりと。60ですね。あとは主任のクラスの給与になる。その7割だということになるんでしょうか。

○総務課長（中泉栄一君）

主任ではなく、主査。給与でいうと4級の給料になるかと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

主査で4級。その4級というのは、7割と言ったのは、その7割というのはどういうことですか。

○総務課長（中泉栄一君）

7割につきましては、前職のときの給与の7割ということになります。

○佐藤文雄委員

例えば部長だったら、部長級の給与の7割ということの理解でよろしいですか。

○総務課長（中泉栄一君）

同じ4級ではございますけれども、号級が変わってという形で、例えば40万円の給与だった場合は28万円、30万円であれば21万円というような形になるように思います。

○川村成二委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 字の区域の変更についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保定夫君）

補足説明は特にございません。

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。
それでは、採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。
総務部から、特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（大久保定夫君）

総務課、中泉課長から説明申し上げます。

○総務課長（中泉栄一君）

議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、総務課所管のものについて説明をさせていただきます。

まずは職員等人件費でございます。

議案集の103ページの給与費明細書をご覧くださいと思います。

全員協議会の際にもご説明させていただいたとおり、令和4年度の人事院勧告によりまして、特別職の期末手当及び一般職のボーナスがそれぞれ0.1%、併せて一般職員のうちの1級から3級における給料表が0.3%引上げということになっております。

こういった引上げにもかかわらず減額補正となった理由でございますけれども、まず1点目として副市長が空席となったこと、併せてタブレットの補足説明資料にあるとおりに一般職員数が予算措置時点よりも減少となっていることがございます。また、2点目といたしまして、前年度、令和3年度の人事院勧告は、特別職の期末手当が0.1%、一般職のボーナスが0.15%引下げというものでございましたが、国の対応に倣い、令和3年12月の議会ではなく令和4年3月議会で条例改正としたため、令和4年度の当初予算には令和3年度の人事院勧告が反映されずに予算措置をされておりました。ですので、今回令和3年度と令和4年度の2年分の人事院勧告を反映した補正となっておりますので、議案集103ページのとおり、給与費、共済費合わせて、特別職が758万5000円、一般職が3470万4000円、合わせて4228万9000円の減額補正ということになっております。

続いて、議案集92ページの下から2段目、2款1項2目、01の0101文書法制に要する経費の12文書管理システムデータ移行業務委託として88万円の補正をさせていただきます。文書のペーパーレス化業務

の効率化のほか、文書の適正な管理を図ることを目的に、令和3年度からパソコン上で起案文書や報告連絡書の作成の決裁及びそれらの文書の保存管理について、文書管理システムでの運用を開始しております。

一方、令和2年度以前の文書につきましては、これまで文書検索システムで文書ファイルデータを管理していましたが、このたび当該データを令和3年度から運用を開始した文書管理システムに移行し一元化を図るため、今回補正をさせていただくものでございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[発言する者なし]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それでは、介護長寿課、川原場課長からの説明とさせていただきます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、議案第70号 令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案概要書のほうは30ページとなります。議案集119ページをお願いします。

補正額につきましては、歳入歳出予算額にそれぞれ156万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億8898万8000円にするものでございます。

議案集124ページをご確認ください。

歳入の部分となります。

上段にあります繰入金の部分でございます。7款1項5目1節職員給与費等繰入金318万3000円の減でございます。こちらにつきましては、4月1日におけます職員の人事異動の配置換えに伴った人件費の削減分となります。こちら、一応後ほど説明しますが、一般会計部分にも関連する部分でございます。

続きまして、8款1項1目1節繰越金474万6000円の増でございます。こちらにつきましては、前年度からの繰越金となっております。

続きまして、歳出の部分となります。

議案集のほうは125ページとなります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01の職員等人件費318万3000円の減及びその下の部分となりますが、4款地域支援事業費、4項包括的支援事業任意事業費、2目地域包括支援センター費、01の職員等人件費52万9000円の増でございます。こちらにつきましては、先ほどの歳入の部分と同じく、職員の配置換えに伴った補正となっております。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、01国庫支出金等返還に要する経費421万7000円の増でございます。こちらの内容につきましては、令和3年度地域支援事業交付金に係る実績の精算により、国庫補助金及び県補助金の返還を行うための増額となっております。返還額に

つきましては、国庫補助分で267万5177円、県補助分で154万1482円の合計421万6659円となっております。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

それぞれ各所管します担当課長より、ご説明いたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

それでは、介護長寿課所管につきまして、補正の部分についてご説明いたします。

議案集のほうは92ページのほうをお願いいたします。議案概要書は24ページになっております。

一番上のナンバー1の部分でございます。あじさい館管理に要する経費の部分でございます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、説明欄の05あじさい館管理事業1293万5000円の増でございます。こちらにつきましては、あじさい館にて使用する光熱水費等につきまして、原油価格の高騰に伴い、重油代、それから電気料金等の価格上昇のため、予算の不足が見込まれることから増額のほうをお願いするものでございます。主な内容につきましては、需用費としまして、あじさい館の風呂ボイラーに使用する重油の燃料費が227万2000円、光熱水費としまして館内電気使用料等の1066万3000円の計1293万5000円の増となっております。

続きまして、議案集94ページのほうをお願いいたします。議案概要書のほうは24ページのナンバー3のところでございます。

要援護高齢者等対策に要する経費でございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、説

明欄01の高齢者対策事業でございます。611万7000円の増でございますが、原油価格、物価高騰の影響によりまして光熱費及び車両に係る燃料費等の経費負担増に伴って、市内における介護施設の負担軽減を図り、施設利用者に対する負担転嫁を防止することで、安定的な運営の継続を確保するために社会福祉施設支援給付金として交付するものでございます。

主な交付先としましては、デイサービスや通所リハビリテーション等を行っている通所系介護サービス事業所、それからグループホームや特別養護老人ホーム等の入所系介護サービスを行っている事業所を対象としまして、通所系では定員1人当たりに対して2,500円、入所系では定員1人当たりに対して5,000円を給付するものでございまして、通所系では83万2500円、入所系では527万5000円を見込みまして、それと役務費9,000円の合計611万7000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案集及び議案概要書は同じページになりますけれども、議案概要書のナンバー4でございます。

介護保険特別会計繰出に要する経費になってございます。3款1項4目介護保険費、説明欄01の介護保険事業、先ほどの介護保険の部分と同じところでございますが、318万3000円の減でございます。こちら、内容につきましては職員の人事異動に伴い人件費の減額によるものとなっております。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

要援護高齢者対策の経費ですね。国のほうで610万8000円負担しておりますが、これはどういう項目の国庫支出金なんでしょうか。

○介護長寿課長（川原場宗徳君）

こちらの国庫支出分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうとなっております。

○川村成二委員長

そのほか何かございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、社会福祉課の補正予算についてご説明させていただきます。

議案集94ページをお願いいたします。議案概要書は24ページからになります。議案集のほうでご説明いたします。

3款1項2目、右側説明欄であります障害者自立支援に要する経費6626万円の補正でございます。主なものにつきましては、18節社会福祉施設支援給付金（価格高騰重点支援）ということで、274万円の補正でございます。こちらは、コロナ禍におきまして物価高騰により負担が生じております社会福祉施設等に対し、光熱費及び燃料費等の上昇分相当額を支援するものでございます。市内39施設へのものでございます。財源につきましては国庫補助10分の10でございます。

また、その下、19節障害福祉サービス費事業3645万4000円、同じく19節障害児給付費事業1532万6000円の補正でございます。内容といたしましては、障害者支援区分認定を受けた方が障害者施設事業者か

ら介護給付、また訓練給付等のサービスを受けた場合に支給をするものでございます。増加の理由としては、障害福祉サービス事業所の増加、また利用者の増加、また複数箇所のサービスを利用することなどが考えられるところでございます。財源につきましては、国庫補助が2分の1、県補助が4分の1でございます。

続いて、22節国庫負担金等超過交付金還付金1129万3000円の補正でございます。こちらは前年度の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続いて、議案集96ページをお願いいたします。概要書のほうは25ページからになります。

3款3項1目生活保護総務費、右側の説明欄になります。02生活保護等事業2304万7000円の補正でございます。主なものは22節国庫負担金等超過交付金返還金でございます。こちらにつきましても、前年度の精算を行った結果、返還金が生じるものでございます。

続いて、2目扶助費、説明欄にあります生活保護等扶助に要する経費5522万4000円の補正でございます。内容といたしましては、コロナ禍の影響によりまして生活保護世帯が増加し、当初見込額よりも執行額が増加となりまして、扶助費の不足が生じるものでございます。特に医療扶助費の増加につきまして、高額な治療費がかかる患者が増えたことにより、医療費を引き上げた要因と分析しておりまして、12月以降もこの状況が継続することを想定したものでございます。財源につきましては、国庫補助金4分の3でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

障害者自立支援に要する経費の、この24ページのところがありますね。これで価格高騰重点支援274万円は、いわゆる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したと。あとの障害者福祉サービス事業等々は、国の2分の1の県の4分の1、市が4分の1という形で行ったというようなことで理解してよろしいですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきましては、社会福祉課、金子課長よりご説明をいたします。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、承認第8号 専決処分の承認についてご説明いたします。

議案集14ページをお願いいたします。

承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条の第1項の規定

により専決処分しましたので、同条3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

議案集、次のページ、15ページをお願いいたします。

内容につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、特に低所得者、住民税非課税世帯に対して、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援金としまして、1世帯当たり5万円を支給するものでございます。早急な予算措置をするため、令和4年度一般会計補正予算(第10号)により補正を行ったものでございます。専決処分日につきましては、令和4年10月21日でございます。

続いて、議案集23ページをお願いいたします。

内容でございますが、3款1項1目、右側の説明欄になります。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯等)に要する経費2億340万円の補正でございます。対象世帯につきましては、税務課の課税情報を基に市全体の世帯、約1万8000世帯中、家計急変世帯も含めまして4,000世帯を見込みまして、1世帯5万円掛ける4,000世帯で給付金2億円と、時間外勤務手当等の事務費340万円を足して、合計2億340万円の補正でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

専決処分されたと思うんですが、これ支給はいつになるんでしょうか。もう支給、実施されましたか。

○社会福祉課長(金子俊文君)

支給につきましては、令和3年度、4年度の給付金と同じように、確認書をこちらからプッシュ型でお送りしまして、それが戻ってき次第、支給となります。その確認書につきましては、今日付で約4,000世帯に発送をしております。支給につきましては30日以内をめどにしておりますが、例年ですと約2週間程度で支給完了となっているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

確認書を今日発送で、それが戻ってくる。そしたら、30日じゃなくて2週間。ということは、12月は間に合うというふうな理解でよろしいですか。

○社会福祉課長(金子俊文君)

はい、なるべく早い時期に支給できるように考えてございます。

○佐藤文雄委員

この4,000世帯の中には生活保護者の方もいらっしゃいますよね。

○社会福祉課長(金子俊文君)

はい、生活保護受給者世帯も含まれてございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩します。 [午後 3時51分]

○川村成二委員長

休憩前に続き会議を開きます。 [午後 3時57分]

次に、議案第67号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

子ども家庭課、斎藤課長からの説明とさせていただきます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、子ども家庭課所管の補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は21ページ、議案集は95ページをお願いいたします。

3款2項2目、01児童福祉事業、0102児童手当支給に要する経費1591万9000円になります。令和3年度に実施しました国庫補助金事業について実績報告により補助額が確定しまして、令和3年度中に交付を受けた国庫補助金が多いことから、差額の返還が生じるものとなります。内訳としましては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み実施されました、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る事業費と事務費、そのほか児童手当システム改修に対する国庫補助金、児童手当に係る交付金の差額分を返還するものとなります。

続きまして、4目児童福祉施設費、01児童福祉施設維持管理事業、0101民間保育所に要する経費1399万7000円になります。令和3年度における国庫補助金等を受けて実施した事業について、実績報告により補助額が確定し、令和3年度中の国庫補助金等受入済額が多いことから、差額の返還が生じるものがございます。対象事業としましては、保育所、保育施設利用に係る子どものための教育保育給付費負担金並びに保育補助者の雇い上げや、ICT化などを取り組む施設に補助金を交付した保育対策総合支援事業、延長保育や放課後健全育成事業に係る子ども・子育て支援事業の3事業に係るものの返金となっております。

続きまして、その下の0102認定こども園に要する経費211万4000円、先ほどの民間保育所に要する経費と同様に、実績により補助額が確定し、令和3年度中の国庫補助金の受入額が多いことから、差額の返金が生じるものとなります。対象と事業としましては、認定こども園施設利用に係る子育てのための施設等利用給付交付金となります。

続きまして、5目児童館費、02児童館維持管理事業です。児童館3館に係るもので、同じ光熱水費を補正するものですので、一括して説明させていただきます。0201大塚児童館・ふれあいセンター管理運営に要する経費24万9000円、同じく0202稲吉児童館管理運営に要する経費13万7000円、同じく0203新治

児童館管理運営に要する経費16万2000円、各児童館の光熱費におきまして、電気料の値上がりなどにより、現在の執行状況から見まして予算が不足する見込みであることから、増額補正を行うものとなります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

○佐藤文雄委員

子ども家庭課じゃなくて、全体の件でもよろしいですか。最後に、採決の前に聞きたいことがあるんですが、よろしいですか。

○川村成二委員長

はい、どうぞ。

○佐藤文雄委員

今回、光熱水費がかなり多いんですね。これ全体的に今回の予算の光熱水費、どのぐらいになったんでしょうか。教えてください。

○市長公室長（横田 茂君）

光熱水費に燃料費も加えてということとさせていただきますけれども、今回の補正予算の11号では5076万2000円ですね。5076万2000円がこのような燃料費の高騰等にかかった経費として増額補正させていただいております。

○佐藤文雄委員

はい、分かりました。

○川村成二委員長

それでは、議案第67号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきまして、健康づくり増進課、田中課長よりご説明いたします。

○健康づくり増進課長（田中英昭君）

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）について説明申し上げます。

議案集は11ページ、議案概要書は2ページをお願いいたします。

オミクロン株対応ワクチンを12歳以上の2回接種完了者に対し接種する費用及び5歳から11歳の小児に対し3回目のワクチンを接種する費用です。これらの追加接種の体制を確保することにより、第8波に備える必要があることから、早急な予算措置をするため専決処分として補正を行いました。

歳入についてご説明いたします。

議案集11ページをご覧ください。

上段15款1項4目衛生費国庫負担金です。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1億932万1000円です。

続いて、下段、衛生費国庫補助金です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4594万3000円です。

次に、歳出について説明します。

議案集は12ページ、議案概要書は3ページをお願いいたします。

4款1項1目、地域保健推進事業、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費です。主なものを申し上げます。通信運搬費428万4000円、接種券の郵送料です。続いて、接種券等封入・封緘業務委託397万6000円、対象者へ送付する接種券を封入封緘するための委託料です。続いて、相談体制等（コールセンター）設置委託1930万円、ワクチン接種の予約・相談に係るコールセンターを設置します。続いて、接種者情報等入力業務委託166万4000円、予診票の情報を入力するための委託料です。続いて、ワクチン接種委託1億1527万1000円、個別接種医療機関、医師会、国保連へ支払うものです。続いて、集団接種会場運営業務委託629万円、集団接種会場の受付や案内等、人員手配も含めた運営を委託するものです。続いて、高齢者等接種会場送迎業務委託292万8000円、高齢者等でウエルネスプラザの集団接種会場へ向かう交通機関がない方へのタクシー送迎委託料です。これら事業費1億5526万4000円の全額が国費になりますので、一般財源の負担はありません。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はありませんか。

○市長公室長（横田 茂君）

補足説明がございますので、秘書広報課長から説明いたします。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

それでは、議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定について、こちら議案集29ページをお開きください。

それでは、説明いたします。

第1条では、市長、副市長、教育長、市議会議員の各位や市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的としており、第2条では、倫理性の自覚と高潔性を明らかにすることが責務であることを規定しております。

続きまして、30ページをお開きください。

こちら、第3条では、あらためて市政に携わる責務を自覚し、人格と倫理の向上に努めるため、政治倫理基準としまして8つの遵守事項と、第3項では、政治倫理基準に反する疑惑が持たれたときには、第5条の政治倫理審査会に出席し、自らの疑惑の解明と責任を明らかにすることが規定してございます。

続いて、31ページをお開きください。

こちら、第4条では、市の工事等の契約に関する遵守事項が規定されております。概略を申し上げますと、配偶者もしくは1親等と同居の親族もしくは市長等、議員本人が役員をしている企業、または実質的に経営に携わっている企業は、市が発注する契約への応募を辞退しなければならない規定となっております。

32ページをお開きください。

こちら、第5条では、政治倫理審査会を設置し、違反があった場合の調査請求について規定しております。

続いて、第6条では、市民の調査請求権としまして、遵守事項に違反する疑いが認められる場合は、300人以上の連署によりまして調査を請求することができるものと規定してございます。

最後に、1ページ飛ばしまして、34ページをお開きください。

こちら、第1条で違反の報告があった場合には、市報または市議会報で公表することになります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、秘書広報課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、今回のこのかすみがうら市の政治倫理条例なんですけれども、なぜこのようなタイミングといえますか、市議会改選前のタイミング、何かこの条例を急ぐ必要性があったのでしょうか、お伺いします。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

9月の定例会におきまして、市長が設楽議員の質問にお答えして、制定する用意があるということでございましたので、それを踏まえて上程させていただきました。

○櫻井繁行委員

また、条例の中身についてなんですけれども、第4条、市の工事等の契約に関わる尊厳事項とございます。特別職の人間が、かすみがうら市政誕生17年のこの経過において、何かこういった市発注業務において不正を働くようなことがあった事例がありましたら、把握をしていければお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

申し訳ございません、私のほうでは把握してございませんのでこの場で申し上げられません。

○櫻井繁行委員

あと2点ほどお伺いさせていただきたいと思っています。

第6条、市民の調査請求権についてなんですけれども、これに関しては選挙権を有する市民300人以上の連署があれば調査を請求することができるというふうに、今回の条例策定に当たって文言を入れていただいております。この300人の根拠というのは、何かありましたらお伺いしたいんですが。

○市長公室長（横田 茂君）

お答えさせていただきます。

先行自治体の市民の調査請求権の要件を確認させていただきました。そうしますと、100人とか200人とか、それぞれ1人というところまであるような状況でございますけれども、要件として一番緩和されている条件の中に有権者総数100分の1というのがございました。この要件を本市に当てはめますと三百数十人となりましたので、300人という数字で提案させていただきました。

○櫻井繁行委員

私もちょっと近隣市の動向を調べさせてもらったんですが、石岡市においては200人以上、小美玉市においては100人以上、つくば市においては10名以上の連署で調査を請求することができるというふうにあります。こういったところのエビデンスについても、多少私、乏しいのかなというふうに思いました。

それと、最後にもう1点なんですけれども、ある議員のほうから、議案に対して、これもある議案というふうな話しでお話ししたいと思うんですが、賛成をした議員を訴えるなどといった、これは民主主義の根底を揺るがすような言語道断な発言であると私思っているんですけれども、こういった議員の発言に対して何か罰するような、コンプライアンス上、またこの政治倫理条例で、何かそれをしっかり取り締まれるような文言は入っているのでしょうか、お伺いします。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

お答えいたします。

政治倫理条例につきましては、議員の皆様が持ち合わせているもので本来は明文化する必要はないものかと思っております。しかし、議員自らが律して倫理基準をあえて明文化することで、議員が市民の皆様に対して約束することになり、相互の信頼関係が生まれることとなります。こちらは罰則とか制裁をするものではなく、自ら律するような内容となっております。それがいわゆる倫理ということではないかと思っております。

○櫻井繁行委員

せっかくこの倫理条例つくるのであれば、やはりそういったところもしっかりと取り締まって、もちろん、おのおの品格を律するところで、今まで17年間やってきたわけなんですけれども、そういった律することができない議員がいらっしゃるという事実もあるのかと思っております。であるからこそ、課長おっしゃるように、もう少し我々に関わってくる条例ですから、我々の意見を踏襲するような形で、ぜひ条例をつくっていただければなというふうに私思っていました。

この条例をつくることはやぶさかではないのですが、そういったことを感じましたので、発言をさせていただきます。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

今、櫻井繁行委員さんのご意見を参考にしながら、進めてまいりたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

情報によれば、県南というのはどのくらい分かりませんが、かすみがうら市を除いて全て政治倫理条例があるというふうに新聞の報道にありましたよね。私、霞台厚生施設組合の問題で、旧ごみ処理施設の解体費用の業務設計委託、400万円、これは支出するなという住民監査請求を今している最中なんですよ。それで、今、運営は日立造船グループがやっておりますよね。その中で各4市町から協力会社というのがあるんですよ。協力会社の中で見ると、石岡市は政治倫理条例はつくっております。今、櫻井繁行委員が小美玉市にもあるようなことを言っておりますが、小美玉市と、それから茨城町にはこの政治倫理条例はあるのでしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

小美玉市、茨城町ともに政治倫理条例はございます。

○佐藤文雄委員

条件がありますよね、1親等とか2親等とか。石岡市は2親等までというふうに思いますが、小美玉市と茨城町は何親等までですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

小美玉市につきましては2親等となっております。ちょっと茨城町については手元に資料ございませんので、この場ではお答えしかねます。

○佐藤文雄委員

運営する4市町は、各市町から1社ずつ選ばれているんですね。そうすると、かすみがうら市だけがこの政治倫理条例がないというのがはっきりされたと思うんですが、この運転期間、これ117億円なんですけど、この運転期間は、ご存じあるかどうか分かりませんが、たしか20年運営をするというふうになっているかと思いますが、分かりますか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

申し訳ありません、その辺についてはちょっと所管外ですので、お答えしかねます。

○佐藤文雄委員

20年だったと思うんですね。

それで、県南の市町村は、かすみがうら市を除いてこの政治倫理条例ができていうことですが、いつ頃からできているのでしょうか。かすみがうら市は平成17年に、その前は霞ヶ浦町だったんだよね。霞ヶ浦町は政治倫理条例あったんですよ。その後、平成17年から政治倫理条例をつくらうという動きがありまして、何回かずっとこの政治倫理条例をつくるための議論を小委員会までつくってあったんですよ。ところが、最終的に詰めができなかった。前議長をやっていた加藤委員もそのことについて経過はご存じだと思いますが、そういう意味ではかなりの長い時間かけて政治倫理条例をつくらうとした、結果的にそれが頓挫したというのが現実にあると思いますけれども、ほかの自治体はどういう状況でしょうか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

当市を含めて県南の市町村は、14自治体ありますが、ほかの13自治体についてご説明申し上げます。
議会議員を対象とした政治倫理条例としましては、最初に、土浦市が平成10年、石岡市が平成18年、龍ヶ崎市が平成23年、取手市が平成26年、牛久市が平成15年、つくば市が平成12年、守谷市が平成11年、稲敷市が平成22年、つくばみらい市が平成19年、美浦村が平成15年、阿見町が平成12年、河内町が平成25年、利根町が平成18年に制定となっております。

○佐藤文雄委員

ちょっと書き留められなかったから、これデータとして出してください。よろしいですか。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

はい、後で提出させていただきます。

○川村成二委員長

ガルーンで配布することよろしいですか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

今、一部事務組合ということもありましたけれども、例えば一部事務組合の運営で、政治倫理条例がある市とない市がある場合もあると思うんですよね。その場合はどういうふうな運用基準が一般的として行われるのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

お答えいたします。

原案につきましては、第3条の政治倫理基準のうちに第2項に「法第284条第1項に規定する組合についても適用する」との表記がございます。この284条1項に規定する組合というのは、一部事務組合、広域連合になりますので、その条例が制定されている市町村の場合にはその組合においても同様の取扱いとなります。

○設楽健夫委員

こういう場合には、通常は上位規定というふうに言うのかどうか分かりませんが、政治倫理条例が規定されている市の条例に適用させていくということになるのでしょうか。

○市長公室長（横田 茂君）

お答えいたします。

その件につきましては、各一部事務組合の取決め次第と理解をしています。

例えば、代表する市町村の例規を見習って適用していくのであれば、その代表とする自治体の例規に倣った取扱いになります。そうでない場合は各個々の市町村の例によると解釈しています。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○来栖丈治委員

この条例が出てきた背景ということなんですけれども、地方自治法の第92条の2で議員のいわゆる立場というか、そういうものが載っていると思うんですけれども、あと、いわゆる首長の立場で、長の立場で地方自治法の142条というのが、このいわゆる条例の中にも出てきていると思うんですが、それでこの条例をつくるということは、上乗せ条例をつくるということで理解していいのかなのか、確認です。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

92条の趣旨を尊重して第4条に記載もございますので、上乘せ規定と呼ばれているものでございます。

○来栖丈治委員

分かりました。

そうしますと、上乘せしなければならない事象があったのか、あるいはそういう申入れがあったのか、そういうのを確認したいと思います。

○秘書広報課長（越渡貴之君）

92条の2は、議員の兼業の禁止の条項になるわけですがけれども、解釈、運用の中に配偶者、そして子弟の請負は名目のみで、実質は当該議員が請け負っているような場合もあり得ると、このような事態は第92条の2の規定の趣旨から極力避けなければならないとあります。

実際の運用についても、こういったところに注目されなければならないというようなことも言われておりますので、第4条については、かすみがうら市が特徴的な内容とはなっていないと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○来栖丈治委員

それで、いわゆる142条は、首長の権限と、それと92条の2の議員の権限では大きな差があると思わうんですよ。それを一緒にたの条例でくくって上乘せしていくのには、若干の問題性があるのではないかなという疑問を感じています。

実際、石岡市と土浦市の条例を取り寄せてみますと、石岡市は一緒になっていますけれども、土浦市は議会議員の例規と条例というふうに分けて対応しているのがあるわけなんです。実際に運用面というか、細部まで目を通させてもらって、中身については問題ないというようなふうにも見えるわけですがけれども、また考えてみますと、他市では資産公開であるとか、いろんな部分を分けて考えているところがあると思うんですよ。

何が言いたいかというと、やはり私は倫理条例などを整備するには、議員としてはすごく賛成の意見を持って生きてきたんですが、ただ、ここ最後の議会に来て駆け込みでつくる、そういう目で、そういう感じで見ると、やはりまだ最高の条例ということでは、私はもう少し検討する余地があるのではないかなという目で見えてきたんです。

選挙がありますよね、1月15日告示で。ですから、その選挙が終わった後に新しい議員さん方が集まって整備されてから、きちんとした話合いの場を、委員会なりを持って、期限を切って、十分話し合っつつっていくのも、将来に向けて大切な議論ではないかなということを感じております。

そういうような意見に対して、執行部として、提案しているわけですから、どのようなお考えを持っているか、確認したいと思います。

○市長公室長（横田 茂君）

ただいま、先ほど秘書広報課長のほうから、今回のこの時期での提案の理由について説明を少しさせていただきましたけれども、これから長年にわたり、市に残る条例でございますので、議論を重ねてやっていくということであれば、非常に良いことだと私も感じております。ただ、今回は原案として出させていただきましたので、できればこの原案の審議のほうを優先していただければと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

平成26年11月27日に、かすみがうら市の市長等政治倫理条例の制定についてという議案第42号があり

まして、その条例検討特別委員会があった。委員長はご存じのとおり加固豊治委員長であった。そのときに、この議案については協議中であることから、閉会中の継続審査の申出をしたいと存じますが、ご異議ありませんかということで採択されて選挙が行われたと。

それ以降、今ありましたけれども、前市長は、私も三十数回、様々な場面でいろんな形から政治倫理条例の制定を求めてきましたけれども、それはならなかった。それはどういうことかということ、この議案を新しい議会において提案されなかったということなんですね。これは議会運営上、継続審議になった場合は新しい議会でのどのような扱いになるのか、教えていただけますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 3時36分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時37分]

○市長公室長（横田 茂君）

継続審査になっていた際に引き続き議員の改選が行われるようなことがありますれば、それは自然に廃案というのが一般的な考え方だと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

市長のほうで新たに提案された場合には、それはされるということはあるということですのでよろしいですか。

○市長公室長（横田 茂君）

新しい議会におきまして、市長が判断されることだと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○櫻井繁行委員

議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定について、私は反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今、私のほうからる質問をし、何点か確認をさせていただきました。そのような中で、私自身が求めるような明確な答弁、またエビデンスは得られなかったと思っています。改めて、この政治倫理条例の制定をなぜこのようなタイミング、先ほど申しましたが、市議会改選前、最後の定例会に慌てて上程をする必要があるのでしょうか。本当に疑問でなりません。

私は政治倫理条例の制定についてはやぶさかではありません。ただ、我々自身に大に関わる条例になるわけですから、調査特別委員会等を設置し、当事者の意見を吸い上げ反映し、そして本当にこのかすみがうら市にとって実りある有意義な政治倫理条例を制定する必要があると考えます。

また、このような形での執行部からの議案上程については、明らかな議会軽視になるのではないのでしょうか。到底容認をするわけにはいきません。

市政誕生から17年間、政治倫理条例がなくても、市議会議員としての品格と名誉を損なう一切の行為を慎み、人格と倫理の向上に努める、そのようなことは言わずもがな、当然のことであったと思います。不正があれば上位法で裁かれる、これも当然のことです。

いずれにせよ、私は、この政治倫理条例の制定については時期尚早であると考えております。

以上、るる申し上げましたが、議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定については、反対の立場で討論をさせていただきます。委員の皆様方のご賛同を心よりお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄委員

この倫理条例の議案は、先ほど述べたように、平成26年からやって、結果的に継続審査になったという経過があると思います。私は一番問題なのは入札なんです。入札で、私は何回も入札の改善を求めてきて、一般質問もして、いろんな提案をしてきているわけですね。

いずれにしても、政治倫理条例、もうほかのところでは実行しているわけですよ。特別問題はなければ、もう早めにこの政治倫理条例を制定していくべきなんじゃないかなというふうに考えております。

○川村成二委員長

佐藤さん、すみません、最後、賛成か反対の表明をはっきりしてください。

○佐藤文雄委員

この倫理条例を早めに制定することに賛成です。

○川村成二委員長

ほかにございますか。

○矢口龍人委員

議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定について、賛成の立場で討論参加します。

4万人の市民の代表者であり、選ばれたこの16人の市議会議員が公平公正に行動することが、政治家が持たなければならない行動規範であります。

先ほどの答弁で、土浦市に遅れること30年、近隣市にもほとんど制定されているこの政治倫理条例。やっと我が市も近隣市に追いつくことができるわけでございます。この条例の結果を市民は大変注目しております。当然、1月の市議会選挙の争点にもなると思いますので、慎重な対応をお願いしたいと思います。議員諸公のご賛同、よろしく願いをいたします。

○川村成二委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村成二委員長

起立少数であります。

よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 4時43分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時44分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上をもって、令和4年第4回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

議員最後の特別委員会、皆様のご協力をいただきまして終わることができました。大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉 会 午後 4時45分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第4回定例会議案審査特別委員会

委員長 川 村 成 二